

宇部市新庁舎 1 期棟新築工事標準型総合評価競争入札方式事務処理実施要領

平成 3 1 年 4 月 8 日制定

第 1 趣旨

この要領は、宇部市（以下「市」という。）が発注する新庁舎建設工事のうち、1 期棟新築工事に係る標準型総合評価競争入札（以下「総合評価方式」という。）を実施するために必要な事務手続について定める。

第 2 総合評価方式について

総合評価とは、企業の技術力と価格の双方を総合的に評価し落札者を決定する方法である。標準的な設計、施工方法に基づき最も安い価格で入札した企業を落札者としてきた従来の入札方式（価格競争自動落札方式）とは異なり、総合評価は、より技術力の高い企業を落札者として選定することを可能とし、品質の向上、企業の技術開発の促進等の効果が期待されている方式である。

1 総合評価方式の適用工事

この要領は、次に定める建設工事に係る請負契約を締結しようとする場合に適用する。

- (1) 宇部市新庁舎 1 期棟新築（建築主体）工事
- (2) 宇部市新庁舎 1 期棟新築（電気設備）工事
- (3) 宇部市新庁舎 1 期棟新築（機械設備）工事

2 総合評価方式の型式

総合評価方式の実施に当たり、標準型を採用する。

3 標準型総合評価方式の概要

技術的な工夫の余地がある工事を対象とし、高度な技術提案や同種工事の実績等に基づく技術力を評価し、入札価格と総合的に評価する。

4 総合評価方式における落札者の決定方法

- (1) 総合評価方式においては、入札参加者に総合評価に係る資料（以下、「技術提案資料」という。）の提出を求め、提出された技術提案資料について、評価基準に基づき審査を行い、加算点を算出する。
- (2) (1)により算出した加算点に標準点（100点）を加えて得られる技術評価点を、入札書記載価格で除して各社の評価値を算出する（除算方式）。

【各社の評価値＝（技術評価点（標準点＋加算点）÷入札書記載価格）×10,000,000】

なお、評価値は、小数点第 6 位を四捨五入し、小数点第 5 位まで算出する。

- (3) 総合評価における落札候補者は、(2)で求めた各社の評価値が最も高い者とする。
- (4) 落札候補者は、「共同企業体構成員候補者名簿」に登録されている者と交渉したうえで共同企業体を結成し、事後の審査を受けたうえ、市が適当であると認めた場合、当該落札候補者を落札者と決定する。

第3 総合評価方式における評価方法

1 加算点の設定

総合評価方式の加算点の設定については、表-1の値とする。

表-1 加算点

総合評価方式の型式	加算点の満点
標準型	30点

2 評価項目及び配点

評価項目は、表-2によることとする。

表-2 評価項目

評価項目		評価の細目	配点【建築】		配点【電気・機械】	
(1) 提案項目	①技術提案	工事期間中の安全対策、周辺環境への配慮に係る提案	10	24	4	24
		ZEB Ready庁舎を実現するための工夫に係る提案	4		12	
	② 地域貢献・市民への情報発信	市内業者(建設関係事業者以外も含む)の活用に関する提案	8		8	
		工事状況に関する情報発信に係る提案	2		—	
(2) 基礎項目	① 企業の技術的能力	過去8年間の施工実績の有無	3	6	3	6
	② 配置技術者の技術的能力	監理(主任)技術者の保有する資格	1		—	
		過去8年間の監理(主任)技術者の施工経験の有無	2		3	
合計			30		30	

3 評価基準及び評価点

評価項目ごとの評価基準及び評価点は、以下のとおりとする。なお、不適切と評価し、欠格となった項目がある場合は、総合評価の対象とせず、入札は無効とする。

(1) 提案項目 表－3

表－3【建築】

評価の細目		評価基準		評価点	
①技術提案	工事期間中の安全対策、周辺環境への配慮に係る提案	限られた敷地の中で、市役所や税務署の業務を円滑に継続しながら工事を進める必要があることから右記の提案を評価する。	【1】来庁者や職員の安全確保及び利便性向上に資する提案	5	10
			【2】周辺住民の住環境や周辺道路の交通環境への配慮に関する提案	5	
	ZEB Ready 庁舎を実現するための工夫に係る提案	新庁舎は、基準一次エネルギー消費量を 50%以上削減する ZEB Ready 庁舎を目指しているため、その実現のための品質確保や効率的な維持管理・運用に資する提案を評価する。		4	4
②地域貢献・市民への情報発信	市内業者（建設関係事業者以外も含む）の活用に関する提案	市内業者の活用による地域経済への貢献に対する姿勢をそれぞれ評価する。	【1】市内業者（建設関係）の活用に関する提案	6	8
			【2】市内業者（建設関係以外）の活用に関する提案	2	
	工事状況に関する情報発信に係る提案	新庁舎建設工事に対して市民から寄せられる関心に応えられる手法か、また広く市民に興味を持ってもらえる手法かを評価する。		2	2
評価点の最大計					24

表－3【電気・機械】

評価の細目		評価基準		評価点	
①技術提案	工事期間中の安全対策、周辺環境への配慮に係る提案	限られた敷地の中で、市役所や税務署の業務を円滑に継続しながら工事を進める必要があることから右記の提案を評価する。	【1】来庁者や職員の安全確保及び利便性向上に資する提案	2	4
			【2】周辺住民の住環境や周辺道路の交通環境への配慮に関する提案	2	
	ZEB Ready 庁舎を実現するための工夫に係る提案	新庁舎は、基準一次エネルギー消費量を 50%以上削減する ZEB Ready 庁舎を目指しているため、その実現のための品質確保や効率的な維持管理・運用に資する提案を評価する。		12	12
②地域貢献・市民への情報発信	市内業者（建設関係事業者以外も含む）の活用に関する提案	市内業者の活用による地域経済への貢献に対する姿勢をそれぞれ評価する。	【1】市内業者（建設関係）の活用に関する提案	6	8
			【2】市内業者（建設関係以外）の活用に関する提案	2	
評価点の最大計					24

なお、提案項目については、市内業者（建設関係）の活用に関する提案を除き相対評価とし、評価区分をS、A、B、C、Dとして、表－4のとおり点数化する（市内業者（建設関係）の活用に関する提案は表－5）。

表－4

評価区分	評価の目安	点数化方法
S	特に優れている	評価点×1.0
A	優れている	評価点×0.75
B	ふつう	評価点×0.5
C	やや劣る	評価点×0.25
D	十分な提案がなされていないもの、実現性がある提案でないもの	評価点×0.0

表－5

評価の細目		評価基準	評価点	
②地域貢献・市民への情報発信	市内業者（建設関係）の活用に関する提案	JV構成員（市内業者）の合計出資比率を評価する。	40%以上	2
			35%以上40%未満	1.5
			30%を超え35%未満	1
			30%	0
		請負代金相当額に占める市内業者活用額(※)の割合を評価する。 ※市内業者活用額の定義は、表-7 及び 表-9 ②の留意事項に記載のとおり。	14%以上	4
			11%以上14%未満	3
			8%以上11%未満	2
			5%以上8%未満	1
	5%未満	0		

※市内業者（建設関係以外）の活用に関する提案については、表－4のとおり相対評価による点数化とする。

(2) 基礎項目 表－6

表－6

評価の細目		評価基準	評価点【建築】	評価点【電気・機械】
①企業の技術的能力	過去8年間の施工実績の有無	表-8 又は 表-10 ①の(1)に該当する工事の実績がある。	3	3
		表-8 又は 表-10 ①の(2)に該当する工事の実績がある。	2	2
		表-8 又は 表-10 ①の(3)に該当する工事の実績がある。	1	1
		表-8 又は 表-10 ①の(4)に該当する工事の実績がある。	0.5	0.5
②配置技術者の技術的能力	監理技術者の保有する資格	免震部建築施工管理技術者資格を保有している。	1	—
		上記資格を保有していない。	0	—
	過去8年間の監理(主任)技術者の施工経験の有無	表-8 又は 表-10 ②の(1)に該当する工事の経験がある。	2	3
		表-8 又は 表-10 ②の(2)に該当する工事の経験がある。	1.5	2
		表-8 又は 表-10 ②の(3)に該当する工事の経験がある。	1	1
		表-8 又は 表-10 ②の(4)に該当する工事の経験がある。	0.5	0.5
	施工実績がない。	0	0	
評価点の最大計			6	6

4 評価項目の設定及び評価の際の留意事項等

1 【建築主体】工事

(1) 提案項目 表-7

表-7

項目	留意事項
<p>①技術提案</p> <p>工事期間中の安全対策、周辺環境への配慮に係る提案</p>	<p>【テーマ①】 来庁者や職員の安全確保及び利便性向上に資する提案 【テーマ②】 周辺住民の住環境や周辺道路の交通環境への配慮に関する提案</p> <p>本工事は、隣接する宇部市役所、宇部税務署及びこれらに挟まれた道路の敷地を合わせ、一体的な庁舎を建設するものであるが、それぞれ仮設庁舎を設けず、業務を継続しながら、限られた用地の中で段階的に工事を進めていく必要がある。</p> <p>また、建設用地が、先行して建設する来庁者用立体駐車場と市役所及び税務署に囲まれた形状となっていることから、工事中の来庁者・職員の安全対策や利便性を考慮した動線確保、周辺環境への配慮等は極めて重要な課題である。</p> <p>そこで、テーマ①及び②について、それぞれに工事進捗を踏まえた仮設計画の工夫やその他の具体的な提案を求め、評価する。</p> <p>※参考図として示している「仮設計画」の主な課題は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立体駐車場から宇部市役所への来庁者動線の確保 ・立体駐車場から宇部税務署への来庁者動線の確保 <p>(工事期間中、宇部税務署来庁者も立体駐車場を利用するため)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市道常盤通り小路5号線が「抜け道」として利用され、車・人の往来が増えると周辺住民の住環境悪化が懸念される。
<p>ZEB Ready 庁舎を実現するための工夫に係る提案</p>	<p>【テーマ】 ZEB Ready 庁舎の実現に向けた品質確保や効率的な維持管理・運用に資する提案</p> <p>新庁舎は、「環境先進都市うべ」にふさわしい環境共生庁舎として、基準一次エネルギー消費量を50%以上削減するZEB Ready 庁舎を目指している。</p> <p>そこで、設計図書に示された品質・性能を確保するための具体的な提案や分離発注する工事間の綿密で円滑な連携を図るための施工管理に関する提案、その他の具体的な提案を求め、評価する。</p>
<p>②地域貢献・市民への情報発信</p> <p>市内業者(建設関係事業者以外も含む)の活用に関する提案</p>	<p>【テーマ①】 市内業者(建設関係)の活用に関する提案</p> <p>a. JV構成員(市内業者)の合計出資比率を評価する。 b. 請負代金相当額に占める市内業者活用額の割合を評価する。</p> <p>※市内業者とは、宇部市内に本店を有するものをいう。(以下、同じ) ※市内業者活用額とは、以下の「ア」及び「イ」の合計額とする。</p> <p>ア. 市内業者に対する下請発注金額: 施工体制台帳に記載する全ての下請契約を対象とするが、市内業者同士が重層関係にあるものは、上位層の発注金額を計上数値とし、下位層の発注金額を2重計上しないものとする。(様式第15号 参考図参照)</p> <p>イ. 市内業者に対する資材発注額: 受注者が市内業者に直接発注する建設資材のみの合計額とする。</p> <p>【テーマ②】 市内業者(建設関係以外)の活用に関する提案</p> <p>市内の建設関係以外の業種(業務委託、物品購入等)への発注のほか、新庁舎建設工事による地域経済への波及効果が実現できるもの全てを対象に評価する。</p>
<p>工事状況に関する情報発信に係る提案</p>	<p>【テーマ】 工事状況に関する効果的な情報発信についての提案</p> <p>本庁舎建設事業については、「つながってみんなでつくる 無駄がなく美しい 市民自治の拠点」を基本理念とし、庁舎づくりの過程に、多くの市民が関わることで、永く親しまれる庁舎を目指すこととしている。</p> <p>そのため、施工段階においても、工事の内容や進捗状況について、効果的な情報発信を行い、市民に広く興味を持ってもらい、その関心に応えることが重要と考える。</p> <p>そこで、市民に対する情報発信について、具体的な提案を求め、評価する。</p>

全般に係る留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 各提案項目については、評価基準及び当該工事の特徴を踏まえ、具体的に記述すること。 提出者を特定できる内容(事業者名や実績などの名称)を記載しないこと。 記述にあたっては、「必要に応じて・・・」「状況に応じ・・・」などの曖昧な表現は避けること。 提案については、それぞれの様式に指定されたページ数の範囲内で作成すること。 提案については、実現性、有効性等の観点から評価する。 計画通知、構造大臣認定及び省エネ適判の変更を必要とする提案は認めない。ただし、手数料が発生しない範囲の軽微な変更は除く。
-----------	--

(2) 基礎項目 表－8

表－8

項目	留意事項
①企業の技術的能力	<p>過去8年間の施工実績の有無</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価対象は、平成23年4月1日から公告日までに完成し、引き渡しが完了した以下の(1)から(4)に該当するものに係る建築一式工事をいう。 <p style="text-align: right;">【評価点】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)免震構造の庁舎(延べ面積15,000㎡以上)の新築工事 (3点) (2)免震構造の庁舎(延べ面積 8,000㎡以上)の新築工事 (2点) (3)免震構造の事務所等(延べ面積15,000㎡以上)の新築工事 (1点) (4)免震構造の事務所等(延べ面積 8,000㎡以上)の新築工事 (0.5点) <ul style="list-style-type: none"> 実績として記載する工事は代表的な1件とし、該当する工事が複数ある場合は、評価点が高いものを優先して記入すること。 「庁舎」とは、地方公共団体が発注した窓口業務、執務室及び議場等を主とした建物をいう。なお、複合用途の建築物の場合は、庁舎部分の延べ面積が8,000㎡以上のものに限る。(以下、同じ) 「事務所等」とは、平成21年国土交通省告示第15号別添二による類型4又は類型12の建物(上記の庁舎を除く)をいう。(以下、同じ) 特定建設工事共同企業体により受注した工事については、代表構成員であった場合のみ実績として認める。(以下、同じ) 複数の耐震形式を有する建築物の場合は、免震構造部分の延べ面積が8,000㎡以上のものに限る。(以下、同じ)
②配置技術者の技術的能力	<p>監理(主任)技術者の保有する資格</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築主体工事においては、一般社団法人日本免震構造協会(JSSI)が認定する免震部建築施工管理技術者の資格保有者を評価対象とする。 <p>過去8年間の監理(主任)技術者の施工経験の有無</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価対象は、平成23年4月1日から公告日までに完成し、引き渡し完了した以下の(1)から(4)に該当する工事に係る建築一式工事において監理又は主任技術者として従事した経験をいう。 <p style="text-align: right;">【評価点】※建築</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)庁舎(延べ面積 15,000 ㎡以上)の新築工事 (2点) (2)庁舎(延べ面積 8,000 ㎡以上)の新築工事 (1.5点) (3)事務所等(延べ面積 15,000 ㎡以上)の新築工事 (1点) (4)事務所等(延べ面積 8,000 ㎡以上)の新築工事 (0.5点) <ul style="list-style-type: none"> 実績として記載する工事は代表的な1件とし、該当する工事が複数ある場合は、評価点が高いものを優先して記入すること。

2 【電気設備・機械設備】工事

(1) 提案項目 表-9

表-9

項目	留意事項
①技術提案	<p>【テーマ①】来庁者や職員の安全確保及び利便性向上に資する提案 【テーマ②】周辺住民の住環境や周辺道路の交通環境への配慮に関する提案</p> <p>本工事は、隣接する宇部市役所と宇部税務署及びこれらに挟まれた道路の敷地を合わせ、一体的な庁舎を建設するものであるが、それぞれ仮設庁舎を設けず、業務を継続しながら、限られた用地の中で段階的に工事を進めていく必要がある。</p> <p>また、建設用地が、先行して建設する来庁者用立体駐車場と市役所及び税務署に囲まれた形状となっていることから、工事期間中の来庁者や職員の安全対策や利便性を考慮した動線確保、周辺環境への配慮等は極めて重要な課題である。</p> <p>そこで、テーマ①及び②について、それぞれに工事進捗を踏まえた仮設計画の工夫やその他の具体的な提案を求め、評価する。</p> <p>※参考図として示している「仮設計画」の主な課題は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立体駐車場から宇部市役所への来庁者動線の確保 ・立体駐車場から宇部税務署への来庁者動線の確保 <p>(工事期間中、宇部税務署来庁者も立体駐車場を利用するため)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市道常盤通り小路5号線が「抜け道」として利用され、車・人の往来が増えると周辺住民の住環境悪化が懸念される。
ZEB Ready 庁舎を実現するための工夫に係る提案	<p>【テーマ】ZEB Ready 庁舎の実現に向けた品質確保や効率的な維持管理・運用に資する提案</p> <p>新庁舎は、「環境先進都市うべ」にふさわしい環境共生庁舎として、基準一次エネルギー消費量を50%以上削減するZEB Ready 庁舎を目指している。</p> <p>そこで、維持管理を踏まえた適切な運転制御に関する提案や設計性能同等以上の効率的な設備システムの提案、また 分離発注する工事間の綿密で円滑な連携を図るための施工管理に関する提案、設計図書に示された品質・性能を確保するための具体的な提案、その他の具体的な提案を求め、評価する。</p>
②地域貢献・市民への情報発信	<p>【テーマ①】市内業者(建設関係)の活用に関する提案</p> <p>a. JV構成員(市内業者)の合計出資比率を評価する。 b. 請負代金相当額に占める市内業者活用額の割合を評価する。</p> <p>※市内業者とは、宇部市内に本店を有するものをいう。(以下、同じ) ※市内業者活用額とは、以下の「ア」及び「イ」の合計額とする。</p> <p>ア. 市内業者に対する下請発注金額: 施工体制台帳に記載する全ての下請契約を対象とするが、市内業者同士が重層関係にあるものは、上位層の発注金額を計上数値とし、下位層の発注金額を2重計上しないものとする。(様式第15号 参考図参照)</p> <p>イ. 市内業者に対する資材発注額: 受注者が市内業者に直接発注する建設資材のみの合計額とする。</p> <p>【テーマ②】市内業者(建設関係以外)の活用に関する提案</p> <p>市内の建設関係以外の業種(業務委託、物品購入等)への発注のほか、新庁舎建設工事による地域経済への波及効果が実現できるもの全てを対象に評価する。</p>
全般に係る留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・各提案項目については、評価基準及び当該工事の特徴を踏まえ、具体的に記述すること。 ・提出者を特定できる内容(事業者名や実績などの名称)を記載しないこと。 ・記述にあたっては、「必要に応じて・・・」「状況に応じ・・・」などの曖昧な表現は避けること。 ・提案については、それぞれの様式に指定されたページ数の範囲内で作成すること。 ・提案については、実現性、有効性等の観点から評価する。 ・計画通知、構造大臣認定及び省エネ適判の変更を必要とする提案は認めない。ただし、手数料が発生しない範囲の軽微な変更は除く。

(2) 基礎項目 表－10

表－10

項目		留意事項
①企業の技術的能力	過去8年間の施工実績の有無	<p>・評価対象は、平成23年4月1日から公告日までに完成し、引き渡しが完了した以下の(1)から(4)に該当する工事に係る電気工事(電気設備工事の場合)又は管工事(機械設備工事の場合)をいう。</p> <p style="text-align: right;">【評価点】</p> <p>(1)免震構造の庁舎(延べ面積15,000㎡以上)の新築工事 (3点)</p> <p>(2)免震構造の庁舎(延べ面積 8,000㎡以上)の新築工事 (2点)</p> <p>(3)免震構造の事務所等(延べ面積15,000㎡以上)の新築工事 (1点)</p> <p>(4)免震構造の事務所等(延べ面積 8,000㎡以上)の新築工事 (0.5点)</p> <p>・実績として記載する工事は代表的な1件とし、該当する工事が複数ある場合は、評価点が高いものを優先して記入すること。</p>
②配置技術者の技術的能力	過去8年間の監理(主任)技術者の施工経験の有無	<p>・評価対象は、平成23年4月1日から公告日までに完成し、引き渡し完了した以下の(1)から(4)に該当する工事に係る電気工事(電気設備工事の場合)又は管工事(機械設備工事の場合)において監理又は主任技術者として従事した経験をいう。</p> <p style="text-align: right;">【評価点】※設備</p> <p>(1)庁舎(延べ面積 15,000 ㎡以上)の新築工事 (3点)</p> <p>(2)庁舎(延べ面積 8,000 ㎡以上)の新築工事 (2点)</p> <p>(3)事務所等(延べ面積 15,000 ㎡以上)の新築工事 (1点)</p> <p>(4)事務所等(延べ面積 8,000 ㎡以上)の新築工事 (0.5点)</p> <p>・実績として記載する工事は代表的な1件とし、該当する工事が複数ある場合は、評価点が高いものを優先して記入すること。</p>

5 加算点の算定

(1) 技術提案資料の審査

技術提案資料の受領後、宇部市新庁舎1期棟新築工事総合評価審査委員会(以下、「市審査委員会」という。)において、評価基準に沿って技術提案資料の審査を行う。なお、技術提案資料の記載に誤りが認められた場合、その評価項目は評価しない(加点なし)。

(2) 加算点の算定

技術提案資料の審査結果をもとに、入札参加者の加算点を算出する。

(3) 評価値の算定

評価値の算定は、第2の4(2)に記載のとおりとする。

第4 事務手続

1 学識経験者の意見聴取方法

総合評価方式の実施に当たり、地方自治法施行令（以下「政令」という。）第167条の10の2第4項（政令第167条の13により準用される場合を含む。）の規定により、学識経験を有する者の意見を聴かなければならないとされていることから、

- ・評価項目及び評価点等の基本的事項
- ・個別工事における落札者決定基準の決定
- ・個別工事における落札者決定

について、市審査委員会の意見聴取を行うこととする。

2 落札者決定までの流れ

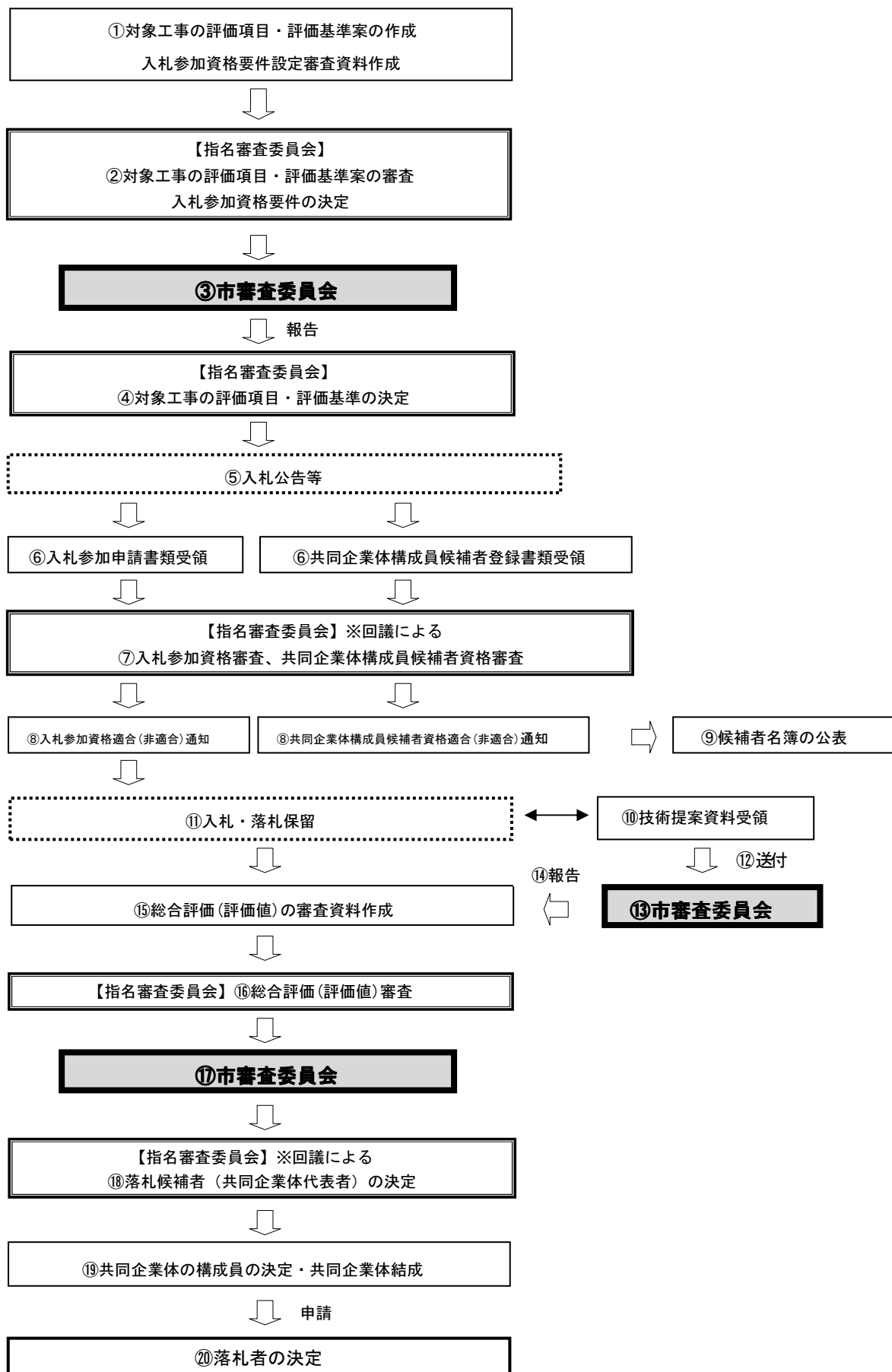
(1) 工事発注までの手続

- ① 新庁舎建設課は、発注する対象工事の評価項目、評価基準案及び入札参加資格要件案を作成し、契約課は、宇部市建設工事等請負業者指名審査委員会（以下「指名審査委員会」という。）に提案を行う。
- ② 提案項目について、指名審査委員会が審査を行う。
- ③ 審査後、落札者決定基準の設定について、市審査委員会に意見聴取を行う。
- ④ 市審査委員会の報告を踏まえ、新庁舎建設課及び営繕課は工事概要等必要資料を、契約課は入札公告案を作成し、指名審査委員会で評価項目及び評価基準を審査し、決定する。
- ⑤ 決定後、入札公告等の事務手続を行う。

(2) 落札者決定までの手続

- ⑥ 入札参加申請書類及び共同企業体構成員候補者登録申請書類を受領する。
- ⑦ 入札参加資格及び共同企業体構成員候補者資格を指名審査委員会で審査する。
- ⑧ 入札参加資格適合（又は非適合）通知及び共同企業体構成員候補者資格適合（又は非適合）通知を各申請者に送付する。
- ⑨ 共同企業体構成員候補者名簿を公表する。
- ⑩ 技術提案資料を受領する。
- ⑪ 入札後、落札を保留する。
- ⑫ 技術提案資料の受領後、書類を確認し市審査委員会に送付する。
- ⑬ 市審査委員会において、評価項目、評価基準に沿った技術提案資料の審査及び記載事項の確認を行い、採点する。
- ⑭ 市審査委員会は、採点後、採点結果を市に報告する。
- ⑮ 新庁舎建設課は、⑭の採点結果と入札結果により、総合評価（評価値）の審査資料を作成する。
- ⑯ 技術評価点及び総合評価（評価値）について、指名審査委員会で審査を行う。
- ⑰ 落札候補者の決定について、市審査委員会に意見聴取（結果の確認）を行う。
- ⑱ 市審査委員会の報告を踏まえ、指名審査委員会で審査を行い、落札候補者（共同企業体代表者）を決定する。
- ⑲ 落札候補者（共同企業体代表者）は、共同企業体構成員候補者名簿から共同企業体の構成員を選択し、共同企業体を結成した上で市に申請する。
- ⑳ 落札者を決定し、総合評価資料の公表等の事務手続を行う。

○落札者決定までの流れ



4 入札参加者への周知及び技術提案資料の提出

総合評価方式で発注しようとする場合は、当該入札に参加を希望する者に、次の事項を周知する。

- (1) 総合評価方式である旨
- (2) 総合評価方式に係る落札者決定基準等
- (3) 提出を求める総合評価に係る資料（以下「技術提案資料」という。）の内容及び提出日等必要事項
- (4) 虚偽資料の提出に対する措置
- (5) 技術提案資料を指定された日までに提出しない者の入札書は無効とする旨
- (6) その他必要な事項

また、技術提案資料は、市が指定した日までに6部提出するよう入札公告文等に明示する。

5 入札

入札後「落札保留」を宣言し、次のことを告げて入札を終了するものとする。また、技術提案資料を提出しない者の入札書は無効とする。

- (1) 指名審査委員会において評価値の確認を行った上で、落札候補者を決定すること。
- (2) 落札候補者決定後、速やかに入札者全員に通知すること。

6 落札候補者決定等について

次の要件に該当する入札者のうち、上記「評価値」の最も高い者を落札候補者に決定する。

なお、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札候補者を定めるものとする。

- ・ 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。
- ・ 低入札価格調査において不落札とならないこと。

7 価格以外の評価に係る疑義について

技術提案資料の評価に関して入札者から疑義説明の請求があった場合は、契約課長及び新庁舎建設課長は、その理由を説明する。

8 施工の担保及び虚偽の記載があった場合の措置等

- (1) 施工の担保及び虚偽の記載があった場合の措置

施工に際しては、提案項目の内容に沿った施工を行わせることとする。受注者の責により提案内容を満足する施工が行われない場合は、再度の施工を行わせる。再度の施工が困難な場合又は合理的ではない場合、また、技術提案資料に虚偽の記載があったことが契約後に判明した場合の対応については、指名審査委員会に諮り決定するものとする。

- (2) 配置技術者の変更

落札者又は落札候補者が、やむを得ない事由により配置技術者を変更したい旨を申し出た場合には、入札時に提示した配置技術者と同等以上の資格及び工事経験を有する者に変更するよう指示するものとする。この指示に従わないときは、契約前にあっては落札を取り消し、契約後にあってはその後対応について、指名審査委員会に諮り決定するものとする。

これらの内容については、入札条件書等に明記する。

総合評価競争入札に係る提出様式一覧

提出書類	様式等	提出者	
		代表者	構成員
入札参加資格確認申請書	第1号	○	—
施工実績調書	第2号	○	—
配置予定技術者の資格調書	第3号	○	○
総合評定値通知書の写し	関係書類	○	—
建設業許可通知書の写し	関係書類	○	○
競争入札参加資格審査結果通知書の写し	関係書類	○	○
共同企業体構成員候補者名簿登録希望申請書	第4号	—	○
パスワード照会・回答書	第5号	○	○
工事内容質問書	第6号	△	—
入札参加資格適合・非適合通知書	第7号		
共同企業体構成員候補者資格適合・非適合通知書	第8号		
非適合理由説明申出書	第9号	△	△
技術提案資料の提出について	第10号	○	—
技術提案資料提出一覧表	第11号	○	—
技術提案資料1「来庁者や職員の安全確保及び利便性向上に資する提案」	第12号	○	—
技術提案資料2「周辺住民の住環境や周辺道路の交通環境への配慮に関する提案」	第13号	○	—
技術提案資料3「ZEB Ready庁舎の実現に向けた品質確保や効率的な維持管理・運用に資する提案」	第14号	○	—
技術提案資料4「市内業者（建設関係）の活用に関する提案」	第15号	○	—
技術提案資料5「市内業者（建設関係以外）の活用に関する提案」	第16号	○	—
技術提案資料6「工事状況に関する効果的な情報発信についての提案」	第17号 (建築のみ)	○	—
施工実績調書	第18号	○	—
配置予定技術者の資格・工事経験調書	第19号	○	—
共同企業体入札参加資格確認申請書	第20号	落札 候補者	—
共同企業体協定書 ※提出は「写し」	第21号		—
委任状	第22号		—
使用印鑑届	第23号		—

※「○」は必ず提出を要する書類、「△」は必要に応じて提出が必要な書類

※様式第7号及び第8号は、市から申請者に通知する書類

入札参加資格確認申請書

年 月 日

宇部市長 様

申請者 住 所
 商号又は名称
 代表者職氏名 印

年 月 日付けで入札公告のあった次の工事に係る条件付一般競争入札に参加したいので、競争入札参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること及び添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。

工事番号	第 号
工 事 名	

記

- 1 施工実績調書（様式第2号）
- 2 配置予定技術者の資格調書（様式第3号）
- 3 監理技術者講習を受講した者であることを証する書面
- 4 総合評定値通知書の写し
- 5 建設業許可通知書の写し
- 6 競争入札参加資格審査結果通知書の写し
 （その他必要な添付資料）

- 注 1 申請書等の日付は提出期日とし、記入の上提出すること。
 2 設計図書のパスワードの照会をしないものは申請書の受付はしない。
 3 提出部数は1部とする。
 4 上記の提出書類のうち、本工事について不必要なものは抹消すること。

【連絡先】 担当者	所 属	
	氏 名	
	電 話 番 号	
	F A X	
	メールアドレス	

施 工 実 績 調 書

会社名

工 事 名	
発注者名	
施工場所	
契約金額	
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日
受注形態	単体 / 共同企業体（出資比率 %）
規模・寸法	
構造形式等	

- 注 1 この調書は、工事の施工実績を記載すること。
- 2 施工場所は、都道府県名及び市町村名を記載すること。
- 3 受注形態は、該当しないものを抹消すること。
- 4 公告において明示した対象工事の施工実績について、的確に判断できる具体的項目を記載すること。
- 5 当該工事に係る建設工事発注証明書（別紙）を添付すること。（建設工事発注証明書が添付できない場合は、当該工事の受注形態等が判断できる資料を添付すること。）

別紙

建設工事発注証明書

年 月 日

宇部市長 様

申請者 住 所
商号又は名称
代表者職氏名

印

工 事 名	
施工場所	
契約金額	
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日
受注形態	単体 / 共同企業体 (出資比率 %)
規模・寸法	
構造形式等	

- 注 1 施工場所は、都道府県名及び市町村名を記載すること。
2 受注形態は、該当しないものを抹消すること。
3 公告において明示した対象工事の施工実績について、的確に判断できる具体的項目を記載すること。

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

発注者 住所
名称
代表者名

印

配置予定技術者の資格調書

会社名

区 分	監理技術者 ・ 主任技術者 ※該当するものに○		
配置予定者の氏名			
所 属 ・ 役 職		雇用期間	か月
技 術 者 資 格 名			
資格者証交付年月日			
資格者証交付番号			
監 理 技 術 者 講 習	講習終了年月日		

- 注 1 技術者は当該会社との間で、入札日までに3箇月以上の雇用関係を有すること。
 2 監理技術者を配置する場合は、監理技術者資格者証の写し（両面）を添付すること。
 3 監理技術者資格者が講習修了証を別途保有している場合は、その写しも添付すること。

共同企業体構成員候補者名簿登録希望申請書

年 月 日

宇部市長 様

申請者 住 所
商号又は名称
代表者職氏名

印

年 月 日付けで入札公告のあった次の工事に係る条件付一般競争入札に共同企業体構成員候補者として登録を希望したいので、競争入札参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること及び添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。

工事番号	第 号
工 事 名	

記

- 1 配置予定技術者の資格調書（様式第3号）
- 2 建設業許可通知書の写し
- 3 競争入札参加資格審査結果通知書の写し
(その他必要な添付資料)

- 注 1 申請書等の日付は提出期日とし、記入の上提出すること。
- 2 設計図書のパスワードの照会をしないものは申請書の受付はしない。
 - 3 提出部数は1部とする。
 - 4 上記の提出書類のうち、本工事について不必要なものは抹消すること。

パスワード照会・回答書

年 月 日

宇部市長 様

申請者 住 所
商号又は名称
代表者職氏名 印

年 月 日付けで入札公告のあった下記工事に係る条件付一般競争入札に参加したいので、設計図書等の閲覧に必要なパスワードを照会します。

記

工 事 番 号	
工 事 名	

照会のありました上記工事について、設計図書等の閲覧に必要なパスワードは、次のとおりです。

パスワード	
-------	--

宇部市 総務財務部契約課

工事内容質問書

年 月 日

宇部市長 様

申請者 住 所
商号又は名称
代表者職氏名

印

工 事 名	
工 事 場 所	
工事担当課	
質 問 事 項	

注 図面等が必要な場合は、添付すること。

質問書は、宇部市都市整備部営繕課のアドレス (eizenka@city.ube.yamaguchi.jp) へのメールによる提出に限り受付ける。(受付期間は入札公告に示す。)

宇 契 第 号
年 (年) 月 日

入札参加資格 通知書
適合
非適合

殿

宇部市長

年 月 日付けで公告した下記工事に係る入札参加資格について、下記のとおり通知します。

記

工 事 名		
工事場所		
入札参加資格の 確認結果	適 合 ・ 非 適 合	
	入札参加資格 非適合の理由	

注 入札参加資格がないと通知された方は、その理由について説明を求めることができます。

この場合は、年 月 日 時 分までに非適合理由説明申出書（様式第9号）を契約課へ提出してください。

宇 契 第 号
年 (年) 月 日

共同企業体構成員候補者資格
適合
通知書
非適合

殿

宇部市長

年 月 日付で公告した下記工事に係る共同企業体構成員候補者資格について、下記のとおり通知します。

記

工 事 名		
工事場所		
共同企業体構成員 候補者資格の 確認結果	適 合 ・ 非 適 合	
	非適合の理由	

注 資格がないと通知された方は、その理由について説明を求めることができます。

この場合は、年 月 日 時 分までに非適合理由説明申出書（様式第9号）を契約課へ提出してください。

非適合理由説明申出書

年 月 日

宇部市長 様

申請者 住 所
商号又は名称
代表者職氏名

印

年 月 日付け宇契第 号で通知のあった下記の工事に係る入札参加資格又は共同企業体構成員候補者資格の非適合理由の説明を申し出ます。

記

- 1 工事名
- 2 工事場所

注 提出部数は1部とする。

年 月 日

宇部市長

様

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

技術提案資料の提出について

年 月 日付で公告のありました下記工事の総合評価に係る技術提案資料について、書類を添えて提出いたします。なお、添付資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 工事名 _____

【連絡先】 担当者	所 属	
	氏 名	
	電 話 番 号	
	F A X	
	メールアドレス	

受付印	整理番号

様式第11号

技術提案資料提出一覧表

工 事 名 _____

評価項目			区分	提出書類	提出枚数	
(1) 提案 項目	①技術提案	工事期間中の安全対策、周辺環境への配慮に係る提案	/	様式第12号 「技術提案資料1」	枚	
		周辺住民の住環境や周辺道路の交通環境への配慮に関する提案		様式第13号 「技術提案資料2」	枚	
		ZEB Ready庁舎を実現するための工夫に係る提案	/	様式第14号 「技術提案資料3」	枚	
	②地域貢献・市民への情報発信	市内業者(建設関係事業者以外)も含む)の活用に関する提案	市内業者(建設関係)の活用に関する提案	/	様式第15号 「技術提案資料4」	枚
		市内業者(建設関係以外)の活用に関する提案	市内業者(建設関係以外)の活用に関する提案	/	様式第16号 「技術提案資料5」	枚
		工事状況に関する情報発信に係る提案	/	様式第17号 「技術提案資料6」	枚	
(2) 基礎 項目	①企業の技術的能力	過去8年間の施工実績の有無	/	様式第18号 「施工実績調書」	枚	
	②配置技術者の技術的能力	監理(主任)技術者の保有する資格	資 格 (有・無)	様式第19号 「配置予定技術者の資格・工事経験調書」	枚	
過去8年間の監理(主任)技術者の施工経験の有無		実 績 (有・無)				

※ 工事名、商号又は名称を記入の上、区分の欄については、該当するものを○で囲むこと。

技術提案資料1

「工事期間中の安全対策、周辺環境への配慮に係る提案」

テーマ① 来庁者や職員の安全確保及び利便性向上に資する提案

※本様式（A4判）1枚（片面）にまとめてください。
ただし、建築主体工事にあつてはA4判2枚（片面）
又はA3判1枚（片面）まで使用可能とします。

※仮設計画を提案する場合は、必要に応じて「説明図」
（A3判1枚（片面）まで）を別途添付できることと
します。

※文字サイズは、10.5ポイント以上とします。
（表・図中の文字は除く）

(注) 提出者を特定することができる内容(具体的な社名等)は記載しないでください。

技術提案資料2

「工事期間中の安全対策、周辺環境への配慮に係る提案」

テーマ② 周辺住民の住環境や周辺道路の交通環境への配慮に関する提案

※本様式（A4判）1枚（片面）にまとめてください。
ただし、建築主体工事にあつてはA4判2枚（片面）
又はA3判1枚（片面）まで使用可能とします。

※仮設計画を提案する場合は、必要に応じて「説明図」
（A3判1枚（片面）まで）を別途添付できることと
します。

※文字サイズは、10.5ポイント以上とします。
（表・図中の文字は除く）

(注) 提出者を特定することができる内容(具体的な社名等)は記載しないでください。

技術提案資料3

「ZEB Ready庁舎を実現するための工夫に係る提案」

テーマ ZEB Ready庁舎の実現に向けた品質確保や効率的な維持管理・運用に資する提案

※本様式（A4判）により、1提案につき1枚（片面）
にまとめてください。

※最大3提案までとします。

※文字サイズは、10.5ポイント以上とします。
（表・図中の文字は除く）

(注) 提出者を特定することができる内容(具体的な社名等)は記載しないでください。

技術提案資料4

「市内業者の活用に関する提案」

テーマ① 市内業者（建設関係）の活用に関する提案

a. JV構成員(市内業者)の合計出資比率

項 目	JV構成員数により、どちらかに記入	
	3者JVの場合	4者JVの場合
第2構成員の出資比率 (%)		
第3構成員の出資比率 (%)		
第4構成員の出資比率 (%)		
合 計 (%)		

b. 請負代金相当額に占める市内業者活用額の割合

市内業者活用額(提案額) / 請負代金相当額 * 100 (%)	
----------------------------------	--

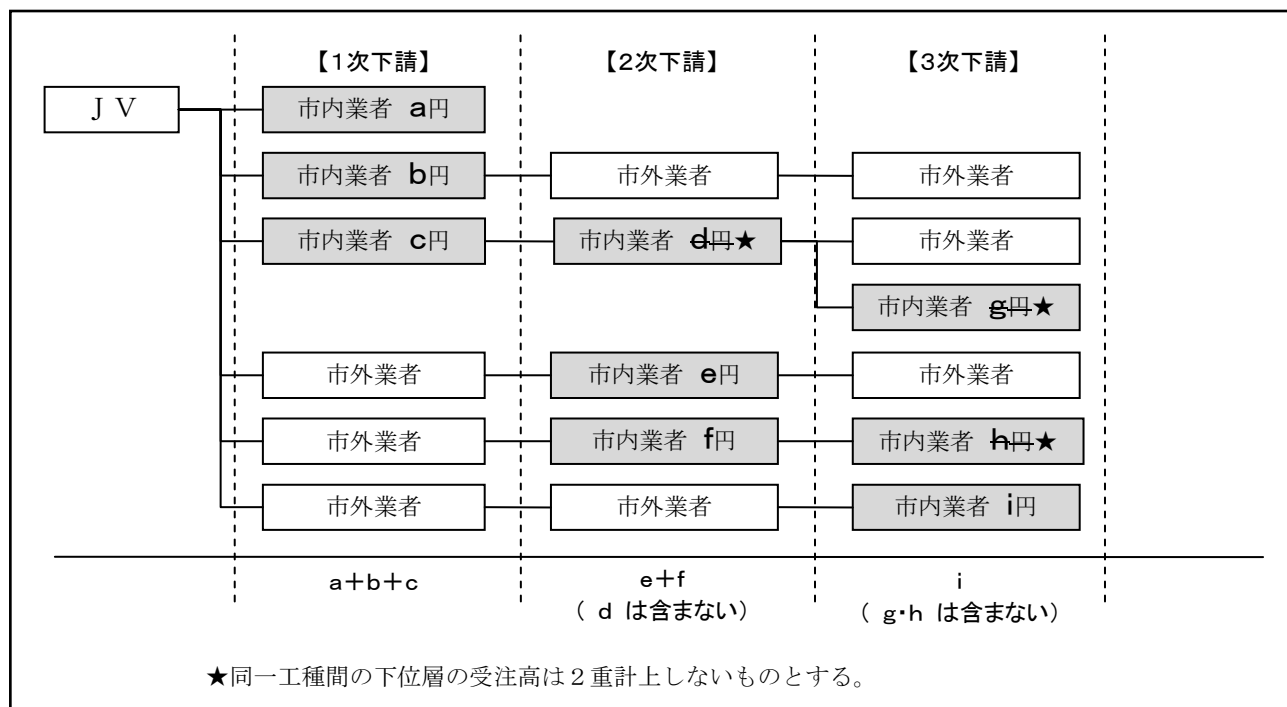
※市内業者とは、宇部市内に本店を有するものをいう。

※市内業者活用額とは、以下の「ア」及び「イ」の合計額とする。

ア. 市内業者に対する下請発注金額: 施工体制台帳に記載する全ての下請契約を対象とするが、市内業者同士が重層関係にあるものは、上位層の発注金額を計上数値とし、下位層の発注金額を2重計上しないものとする。

イ. 市内業者に対する資材発注額: 受注者が市内業者に直接発注する資材のみの合計額とする。

【参考 下請発注金額の算出方法】 下図の場合、下請活用額は、「a+b+c+e+f+i」



技術提案資料5

「市内業者の活用に関する提案」

テーマ② 市内業者（建設関係以外）の活用に関する提案

※本様式（A4判）1枚（片面）にまとめてください。

※文字サイズは、10.5ポイント以上とします。
（表・図中の文字は除く）

(注) 提出者を特定することができる内容(具体的な社名等)は記載しないでください。

技術提案資料6

「工事状況に関する情報発信に係る提案」

テーマ 工事状況に関する効果的な情報発信についての提案

※本様式（A4判）1枚（片面）にまとめてください。

※文字サイズは、10.5ポイント以上とします。

（表・図中の文字は除く）

(注) 提出者を特定することができる内容(具体的な社名等)は記載しないでください。

施工実績調書

工 事 名 _____

評価の対象となる 工事の種別	<input type="checkbox"/> (1)免震構造の庁舎(延べ面積15,000㎡以上) <input type="checkbox"/> (2)免震構造の庁舎(延べ面積 8,000㎡以上) <input type="checkbox"/> (3)免震構造の事務所等(延べ面積15,000㎡以上) <input type="checkbox"/> (4)免震構造の事務所等(延べ面積 8,000㎡以上)	
	※該当に☑又は■ ※代表的な1件のみ、記載すること。 (該当工事が複数ある場合は評価点が高いものを優先して記載すること。)	
工事名	コリンズ登録番号()	
発注者名		
施工場所		
契約金額		
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日	
受注形態	単体 ・ JV	
構造・階数		
延べ面積		
建物用途 等		
添付資料の 添付箇所	本様式 ・ 入札参加申請書様式第2号	

※評価対象は、平成23年4月1日から公告日までに完成し、引渡し完了した以下の工事に係る該当する業種の工事とする。(建築主体工事の場合は「建築一式工事」とする。同様に電気設備工事は「電気工事」、機械設備工事は「管工事」とする。)

【評価点】

- | | |
|------------------------------------|--------|
| (1) 免震構造の庁舎(延べ面積15,000㎡以上)の新築工事 | (3点) |
| (2) 免震構造の庁舎(延べ面積 8,000㎡以上)の新築工事 | (2点) |
| (3) 免震構造の事務所等(延べ面積15,000㎡以上)の新築工事 | (1点) |
| (4) 免震構造の事務所等(延べ面積 8,000 ㎡以上)の新築工事 | (0.5点) |

※記載については、「宇部市新庁舎1期棟新築工事標準型総合評価競争入札方式事務処理実施要領」の「4 評価項目の設定及び評価の際の留意事項等」における留意事項によること。

※記載した工事のコリンズ登録の写し等、施工実績が確認できる書類を添付すること。ただし、様式第2号の添付資料で、当該施工実績が確認できる場合は、添付を省略することができる。なお、「添付資料の添付箇所」の欄については該当するものを○で囲むこと。

※「構造・階数」の欄には、耐震形式についても記載すること。

配置予定技術者の資格・工事経験調書

工事名 宇部市新庁舎1期棟新築（ ） 工事

監理技術者 ・ 主任技術者		※該当するものに○をつけること	
ふりがな 氏名		生年月日 年 月 日(歳)	
所属・役職		雇用期間 (か月)	
保有資格	※建築主体工事のみ、下記資格の有無について記載すること。		
	免震部建築施工管理技術者資格	有 ・ 無	※「有」の場合、登録証の写しを添付すること。 登録番号 () 有効期限 (年 月 日)

【同種又は類似工事の施工経験の有無】		有 ・ 無	
工事概要	※代表的な1件のみ、記載すること。 (複数の経験がある場合は評価点が高いものを優先して記載すること。)		
	工事名		
	発注者名		
	施工場所		
	契約金額	受注形態	単体 ・ JV
	工期	年 月 日 ～ 年 月 日	
	従事役職	監理技術者 ・ 主任技術者	従事期間
	構造・階数		
	延べ面積		
建物用途等			

※評価対象は、平成23年4月1日から公告日までに完成し、引渡し完了した以下の工事に係る該当する業種の工事（建築主体⇒建築一式工事、電気設備⇒電気工事、機械設備⇒管工事）において監理(主任)技術者として従事した経験とする。

	建築	電気・機械
(1) 庁舎(延べ面積 15,000 m ² 以上)の新築工事	(2点)	(3点)
(2) 庁舎(延べ面積 8,000 m ² 以上)の新築工事	(1.5点)	(2点)
(3) 事務所等(延べ面積 15,000 m ² 以上)の新築工事	(1点)	(1点)
(4) 事務所等(延べ面積 8,000 m ² 以上)の新築工事	(0.5点)	(0.5点)

※記載については、「宇部市新庁舎1期棟新築工事標準型総合評価競争入札方式事務処理実施要領」の「4 評価項目の設定及び評価の際の留意事項等」における留意事項によること。

※記載した工事のコリンズ登録の写し等、配置予定技術者が当該施工に従事していたことが確認できる書類を添付すること。

共同企業体入札参加資格確認申請書

年 月 日

宇部市長 様

申請者（共同企業体の代表者）

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

下記の共同企業体について、貴市所管に係る次の工事の競争入札参加資格確認のため、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

工事番号	第 号
工 事 名	

記

共同企業体の名称				
構 成 員	商号又は名称及び 代表者職氏名	許可を受けて いる建設業	許可番号	許可年月日
	(代表者)			

- 注 1 申請書の日付は提出期日とし、記入の上提出すること。
 2 共同企業体の名称は、可能な限り簡素なものとする。
 3 提出部数は1部とする。

共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の建設事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- 一 宇部市発注に係る (当該工事
内容の変更に伴う工事を含む。以下、単に「工事」という。) の請負
- 二 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、 共同企業体(以下「企業体」
という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を 置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、工事の完成後3か月を経過するまでの間は、
解散することができない。

- 2 工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該工事に係
る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、
を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で工事に係る契約の締結、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は次のとおりとする。ただし、当該工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくの上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員会員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、工事の請負契約の履行及び下請契約その他の工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、
とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事完成後当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員の利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することができない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が工事を完成する日までの間は、脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存する構成員が工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果、利益を生じた場合は、脱退した構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

外 社は、上記のとおり

共同企業体協定を締結したので、その

証としてこの協定書 通を作成し、構成員が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

印

印

委 任 状

私儀、
を以て代理人と定め、下記の権限を委任する。

記

- 1 宇部市が発注する に係る
契約の締結、発注者及び監督官庁と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）
の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限
- 2 復代理人の選任に関する権限

年 月 日

共同企業体の名称

構成員の 住 所
商号又は名称
代表者の氏名

印

使 用 印 鑑 届

共同企業体の代表者

の

使 用 印



上記の印鑑は、契約の締結並びに請負代金の請求及び受領のために使用したいからお届けします。

年 月 日

共同企業体の代表者

住 所

商号又は名称

代表者の氏名

印